

基発第0130001号

平成16年1月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

平成15年度中央監察結果の概要について

標記について、別添のとおり送付するので、本監察結果において指摘された事項に留意の上、今後の労働基準行政の的確な推進を図られたい。

なお、本監察結果の概要は、外部に公表することを前提としているものではないので、取扱いには十分注意されたい。

また、労働基準部内各課室及び各署配付分については、別途送付することとするので了知されたい。

# 平成15年度中央監察結果の概要

平成16年1月

厚生労働省労働基準局

目 次

概況	1
第1 行政の重点化と総合的な労働行政推進の状況	2
1 業務の重点化	2
2 総合的な労働行政の推進	2
(1) 労働基準部内及び署内の各部署の連携	2
(2) 局内他部室等との連携	4
第2 主要対策の推進状況	4
1 一般労働条件の確保・改善対策の推進	4
(1) 一般労働条件の確保・改善対策	4
(2) 賃金不払残業対策	6
(3) 特定分野における労働条件確保対策	7
2 最低賃金の適正な改正等	8
3 労働者の健康を確保するための対策の推進	8
(1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策	8
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策	9
4 死亡・重大災害等の防止対策の推進	10
5 労働災害防止計画の策定状況と労働安全衛生マネジメントシステム の普及促進	12
(1) 労働災害防止計画の策定状況	12
(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進対策	12
第3 監督指導計画及び安全衛生計画の策定状況	13
1 監督指導計画の策定状況	13
2 安全衛生計画の策定状況	14
3 監督指導計画及び安全衛生計画の策定に当たっての局の指導調整	15
第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況	16
1 申告・相談事案への対応等	16
(1) 申告・相談事案への対応	16
(2) 未払賃金立替払制度の運営状況	17
2 監督指導業務の実施状況	17
(1) 監督指導の実施状況	17
(2) 司法処理の取組状況	18
3 安全衛生業務の実施状況	18
第5 その他	19
1 地方監察制度の運営状況	19
2 労働基準行政情報システムの活用状況	20

## 概 況

平成15年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものは除く。）に係る中央監察は、東京、大阪を始めとする28の都道府県労働局（以下「局」という。）及び41の労働基準監督署（以下「署」という。）に対し、業務運営状況について、①総合的な労働行政を展開するという視点をも踏まえた重点課題に対する労働基準行政の推進状況、②行政課題の把握状況及びこれを踏まえた重点指向に徹した主要対策の推進状況、③局内他部室との連携及び労働基準部内各課室・署内各課（方面）の連携、局の署に対する指導調整並びに局署の各級管理者による進行管理等の状況、④過去の中央監察において指摘された事項に対する対応状況、⑤上記事項が適切に行われていない場合、その原因究明及び対応状況、⑥局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項の有無及びその内容、を中心に実施した。

その結果をみると、厳しい経済・雇用情勢を反映して、依然として申告・相談の件数が高水準で推移する一方で、賃金不払残業や過重労働などの問題に社会的関心が集まる状況に加え、事業の再構築が安全衛生管理体制に及ぼす影響が懸念される大規模製造業における重大災害の頻発など、労働基準行政が取り組むべき課題がさらに増加し、多様化する中であって、総じて各局とも、本年度の本省行政運営方針等を踏まえ、管内の行政課題を的確に把握し、これに対して創意工夫を凝らしながら積極的な行政運営に努めている状況がみられる。

また、総合的な労働行政を展開するという視点を持ちつつ、局内他部室との連携及び署と公共職業安定所（以下「所」という。）の連携に意を払っている状況もみられる。

しかしながら、一方では、従来から実施している各種対策をより効果的かつ効率的に推進する観点からなお改善を要する事項及び行政の重点課題として社会的関心が高い対策をより積極的に推進する観点から改善を要する事項が少なからず認められる。

このため、監察結果の概要として、今後において行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項及び複数の局において改善すべき問題点として共通に認められた事項とともに、併せて各局の行政運営上参考になり得ると考えられる事項を下記のとおり取りまとめたところである。各局においては、これらを今後の行政運営に十分に活用する必要があり、特に自局において同種の問題点が認められ

るか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図ることが求められる。

## 記

### 第1 業務の重点化と総合的な労働行政推進の状況

#### 1 業務の重点化

総じて各局とも、業務の重点化を意識した行政展開について努力している状況がみられ、中には、局の地方労働行政運営方針（以下「局行政運営方針」という。）の記載事項を絞り込むとともに、労働基準部長がより具体的な業務の重点化の通達を発出しているものがみられるが、多くの局においては、局行政運営方針を用いて対外的に業務運営の説明を行う慣行となっていることへの配慮などから、局行政運営方針における業務の重点化が十分なものとなっていない状況がみられる。

また、実際の業務運営面においては、総じて各局とも、監督指導業務においては、本省の重点事項に係る考え方を踏まえ、一般労働条件確保・改善対策、賃金不払残業対策、過重労働による健康障害防止対策及び死亡・重大災害の防止対策を中心に、管内状況に応じ重点化した業務運営が図られているが、安全衛生業務においては、多くの局において、本省の重点事項の一部について重点化した業務運営が図られておらず、また、少なからぬ局においては、設定した重点事項に対し必要な業務量を配分する観点から従前の業務量配分の見直しを行っていないなど、重点化が必ずしも十分に図られているとは言えない状況がみられる。

#### 2 総合的な労働行政の推進

##### (1) 労働基準部内及び署内の各部署の連携

総じて各局とも、労働基準部内及び署内の各部署の連携を図り、それぞれが所掌する業務について相互に調整を行いながら、労働基準行政が効果的に展開されるべく努めており、署において、労災担当部署が休業補償給付支給請求書の受付時又は決裁時に労働者死傷病報告書の提出の有無を確認し、未

提出の場合は安全衛生担当部署に連絡し、同部署がその提出を督促するといった連携が図られ、提出率を向上させている状況がみられるほか、中には、次のような取組がみられる。

ア 局において、労働基準部の部議における協議要旨を取りまとめ、これを各署長あてに通知し、局における懸案事項や問題意識等を的確に署長に伝えることにより、局署の共通認識の確立に努めているもの

イ 署において、方面又は各課において把握した他の部署に関わる情報を次長に報告し、次長がこれを「方面・各課相互事務連絡票」として整理した上で関係部署に伝達することとしており、その結果、

しかしながら、一部の局においては、本来監督課が担うべき関係各部署間の調整の役割を十分に果たしていないため、また、そのような状況にありながら労働基準部長が問題意識を持って積極的に業務の推進状況等を把握し、必要な指示を行おうとする姿勢が十分でないために、次のような問題点が認められる。

ア 司法事件の処理において、適用条文等の判断に当たって労災保険の適用関係との整合性が問題となっている事案において、①監督課が事件の具体的内容に踏み込んだ十分な検討をせず、署に対する必要な指示及び労災補償主務課との必要な調整を行わなかったこと、②局の労災補償主務課が独断で署に対し、労災保険の適用関係との整合性を図る観点のみから司法処理の方針に関する重大な指示を行ったこと、③労働基準部長がこれら一連の事実を把握しておらず、必要な指導調整を行わなかったことなどから、署が事件処理に窮し不適正な司法処理を行うこととなったもの

イ 局行政運営方針等において、第3次産業を労働災害防止対策の重点業種とし、監督課と安全衛生主務課が連携を図りつつ対策を推進することとしているにもかかわらず、安全衛生主務課においては、署の安全衛生担当部署が実施すべき具体的事項について、監督課に何ら協議することなく、各署に対し文書指示を行い、また、監督課においても、このことを把握しても特段の調整を行おうとしていないもの

ウ 労働基準部の部議が、特段の理由もないまま数ヶ月間開催されていないもの

エ 労働基準部長が、主体的に年間監督指導計画（以下「監督指導計画」という。）及び年間安全衛生業務計画（以下「安全衛生計画」という。）の策定手順や計画内容を把握していないために、監督課と安全衛生主務課との間において十分な調整が行われず不備のある計画が策定されているにもかかわらず、必要な指示が行われていないもの

## (2) 局内他部室等との連携

総合的な労働行政推進のための署・所間の連携については、総じて各局とも、適切に行うよう努めている状況がみられ、①常習の賃金不払事業場を署が所に通知し、所では当該事業場の求人票の公開停止などの対応が行われているもの、②採用意向アンケートの結果から採用に結びついたものの状況について職業安定部から回報を受け、これを署に周知することにより、連携の意識を高めるよう努めているもののほか、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 労働基準部において、求人者向けの労働条件の明示や最低賃金等に関するリーフレットを大量に作成して局内のすべての所に配布し、各所においては求人者に対してこれを配布することによって、効果的にその周知・啓発が図られているもの

イ 署・所間の連絡会議における協議に基づき、署において労働条件に係る事業場アンケートの一項目に企業の採用意向調査を盛り込み、これによって現在労働者を募集中であるにもかかわらず所に求人申込をしていない事業場等を把握し、そのリストを所に送付しているもの

## 第2 主要対策の推進状況

### 1 一般労働条件の確保・改善対策の推進

#### (1) 一般労働条件の確保・改善対策

総じて各局とも、第1次の中期計画の実施結果を分析し、さらに効果的な対策の展開を図るべく第2次の中期計画を策定しており、また、インターネット検索や所からの情報により既存の事業主団体に加入していない事業者

も含めた幅広い事業場の把握を行うよう努めるとともに、投書等の各種情報に基づき積極的に監督指導を実施している状況がみられるほか、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

イ 一般的に出席率が低く効率的な説明会等を開催することが難しいと考えられる飲食店について、保健所に働きかけ、保健所が開催する食品衛生責任者再研修会の場を活用して、多くの事業場を対象に労働基準法の説明を行っているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED] 一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

イ 一般労働条件確保・改善対策の対象について、局は、製造業や小売業といった大分類で指定するのみで、これらに対する具体的な対策の進め方を特段指示していないため、署においては、具体的な対象事業場や手法の選定等について苦慮しているもの

ウ 署に対し中期計画を策定するよう指示しているが、署で策定した具体的な計画の内容を把握することとしていないため、署においては、いまだ中期計画を策定していないこと、あるいは策定した中期計画に局が指示した対象業種が盛り込まれていないこと等の問題点があるにもかかわらず、必

要な指示が行われないこととなっているもの

エ 局行政運営方針において、一般労働条件確保・改善対策を最重点の一つとして位置付け、中期計画によりその推進を図ることとしているものの、署においてはその重要性についての認識がなお低調であり、対策の内容について理解が統一されていないことから、署によって対象事業場の選定範囲、行政手法等が区々となっており、また、一部の署においては、計画した監督指導が全く実施されていないなど、局署の共通認識の下に対策が展開されていないもの

(2) 賃金不払残業対策

賃金不払残業対策については、多くの局で、集団指導やフリーダイヤルによる電話相談、監督指導結果の記者発表などの取組により「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（以下「賃金不払残業解消指針」という。）の周知等に努めるとともに、夜間臨検の実施なども含め各種情報に基づき積極的な監督指導を実施している状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 大手消費者金融会社の賃金不払残業に係る労働基準法違反被疑事件について、本社所轄局の協力を得て大規模な搜索・差押を実施するなど、積極的な捜査を行ったことから、被疑会社が未払いとなっていた多額の割増賃金を支払ったもの、被疑者が賃金不払残業に係る労働基準法違反容疑を否認し、証拠隠滅のおそれがあったことから、搜索・差押を実施するとともに、被疑者を逮捕するなど厳正な司法処理を行った事件など、個々の事案における労働者の権利救済や責任追及等所期の目的を果たすにとどまらず、報道機関に大きく取り上げられ、社会的な関心を集め、賃金不払残業の解消に大きな啓発効果を上げたもの

イ 管内に多数店舗を有する企業に関する賃金不払残業に係る情報が局に寄せられたことから、所轄の3署に対し、対応に当たっての監督指導上の留意点を示した上で同日同時刻の臨検監督を指示するとともに、実施した臨検監督の結果を局において検討の上、3署に斉一的な処理を指示し、賃金不払残業の確実な是正を図らせるなど、局において関係署に対する的確な指揮、指導を行っているもの

ウ 局において、各労働基準監督官が臨検監督時に賃金不払残業の実態を的確に把握できるよう、事前の準備、臨検時に確認すべき資料とその活用方法等を盛り込んだ監督の手引を作成しているもの、署において、賃金不払残業に係る監督指導を実施するに際し、調査の重点とすべき部署や調査の要点、手順及び分担等を組織的に検討しているものなど、実効ある監督指導の確保に努めているもの

エ 賃金不払残業について、使用者等の問題意識を喚起するとともに、改善のための取組の参考となるよう、労働時間管理等に関する裁判例、脳・心臓疾患の労災認定事案、賃金不払残業解消指針に示された各事項に対応した事業場の取組事例などを掲載したパンフレットを作成・配布することによって、効果的な周知啓発を行っているもの

オ 局において、地元テレビ局に働きかけ、監督課長がスポット・アナウンスに出演することによって、賃金不払残業の解消について効果的な広報を行っているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、

一部の局においては、賃金不払残業に関する情報に基づく監督指導において、各種関係書類を確認するなどにより法違反を的確に把握する努力が十分でないものがみられる。

### (3) 特定分野における労働条件確保対策

自動車運転者の労働条件確保対策については、各局とも、トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に関する緊急対策に基づき、自主点検を積極的に実施している状況がみられるほか、中には、管内のトラック運送業者が関係する重大な交通労働災害が他局管内で発生した旨の通報を受け、事故発生日の翌日には、当該署が小規模であることから、局幹部も含めた局署合同監督を実施し、その結果発見された重大な法違反について司法処分に付するとともに、トラック関係団体に対して、再発防止に向けた緊急対策の実施について要請を行い、さらに、荷主団体に対しても、陸運関係機関と連名で交通労働災害防止に関する協力要請を行うなど、

事故発生直後から、厳正かつ効果的な対応を迅速に行っているものもみられる。

しかしながら、一部の局においては、①自動車運転者の労働条件確保に問題があるにもかかわらず、これを使用する事業場に対する監督指導に係る業務量を優先的に確保していないもの、計画した監督指導の実施率が低調なもの、②陸運関係機関との通報制度が的確に運用されていないものなどの状況がみられる。

また、外国人労働者対策においては、技能実習生の相談を受けた国際研修協力機構から局に対し指導依頼があったことを受けて、当該技能実習生の受入れ団体傘下の自動車部品製造業の事業場十数社に対し、局の指揮の下、所轄の5署が一斉に監督指導を実施し、多数の事業場で最低賃金法5条違反や労働基準法37条違反の是正を図らせるとともに、これら事業場に対する再発防止に向けた集団指導を実施するなど、管内の状況に応じて適切に対応しているものがみられる。

## 2 最低賃金の適正な改正等

最低賃金の周知については、総じて各局とも、市町村広報誌や関係団体の機関紙などの掲載率を高めるための努力をしている状況がみられるが、最低賃金額が改定されない状況などを背景に、一部の局においては、掲載率が低下している状況がみられる。また、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導について、少なからぬ局において、最低賃金額の改定状況などを背景に、最低賃金法5条の違反率が低調となっている状況がみられる。

## 3 労働者の健康を確保するための対策の推進

### (1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策

過重労働による健康障害防止のための総合対策(以下「過重労働防止対策」という。)については、総じて各局とも、重点課題の一つと位置付けて対策を推進しており、中には、キャンペーン期間を設け、親しみやすいキャッチフレーズを用いたポスター等を作成して積極的な周知啓発を行っているものがみられるほか、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 過重労働防止対策等に係る半月間のキャンペーン期間を設け、その初日を「サービス残業と過重労働の撲滅誓いの日」として、300人を超える参加者を得て、講演、寸劇、撲滅宣言を内容とするイベントを開催するとともに、期間中の4日間において夜9時まで局に電話相談窓口を設置し相談に対応するといった、創意工夫した積極的な取組を行っているもの

イ 過重労働防止対策に係る指導文書を交付した50人未満の事業場に対する監督指導に際して、パンフレット等を活用して積極的に地域産業保健センターの利用を勧奨した結果、指導を受けた事業者の相当数が同センターを利用することとなったもの

しかしながら、一部の局においては、監督指導時において、過重労働防止対策に係る文書指導が確実に行われていない状況が散見され、また、少なからぬ局において、指導文書を交付した事業場のうち改善報告が必要なものの管理が的確に行われていないため、必要な指導が適時に行われず、また、局に対する必要な報告も的確に行われていないものがみられるほか、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア 過重労働防止対策については、署の労働衛生担当部署が、労働時間対策の観点からの取組を講ずれば足りるものと考え、健康障害防止対策の観点からの取組の重要性を十分に認識していないため、具体的な対策の実施段階においては、その主体が監督担当部署に偏っており、労働衛生担当部署の積極的な取組がみられないもの

イ

## (2) 職場におけるメンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策の推進については、総じて各局とも、都道府県メンタルヘルス対策推進連絡会議の開催、安全衛生関係の各種説明会等の際における「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の周知に努めているものの、多くの局においては、積極的に実効ある対策を展開しているとは言えない状況がみられる。そのような中であって、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 局において、規模300人以上のすべての事業場を対象に、職場における心の健康づくりに関する実態調査を実施し、その結果を取りまとめるとともに、このうち、好事例になると考えられる十数事業場については、安全衛生主務課の職員が個別訪問による詳細な調査を実施した上で事例集を作成し、これを活用して効果的な周知啓発を行っているもの

イ 署において、保健所、地区の精神保健関係の団体等と共催で、毎年精神医学を専門とする大学教授等によるメンタルヘルス講演会を開催し、多くの事業主等の出席を得て、周知啓発に努めているもの

#### 4 死亡・重大災害等の防止対策の推進

死亡・重大災害等の防止対策については、総じて各局とも、労働災害の発生状況を踏まえた適切な対策を推進しており、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 労災かくしの排除のため、局安全衛生主務課が中心となり、監督課、労災補償主務課と連携し、局、発注機関、県医師会、事業者団体等を構成員とする会議を設置し、定期的を開催することにより、各機関の理解と協力を得てその徹底に努めているもの

イ 木造家屋建築工事業の労働災害防止対策について、局独自の安全作業マニュアルを作成し、局署の安全担当者が分担して各市町村の担当者に説明した上で、市町村長あてに労働局長の要請文書を送付することによって、局管内すべての市町村において、建築工事確認申請時の窓口において、市町村の担当者から申請に係る施工業者に対し当該マニュアルを配布しているもの

ウ 署において、労働災害防止対策の重点が公共の土木工事であることから、発注機関との連絡会議の開催、現場代理人を対象とする安全講習会への発注機関の参加、現場代理人へのアンケートによって把握した発注機関に対する意見・要望の情報提供など一連の取組を行うほか、特に労働災害防止対策に関し強い要望がある工法であって、発注機関の理解が十分でないものについて、発注機関の設計担当者等の参加も求め、当該工法を採用している現場を対象とした合同パトロールを実施し、発注機関に対しその危険性と労働災害防止対策の必要性を理解させ、発注に当たっての協力を求めるなど、発注機

関に対する働きかけを積極的かつ戦略的に行っているもの

エ 署において、交通労働災害防止に係る集団指導を開催するに当たって、単に「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の説明を行うのではなく、説明事項に事業場の関心を喚起すると考えられる、警察の交通安全教育担当者による交通事故防止のポイント、署の担当者による交通労働災害防止に関する事業者の責任と管理のあり方、交通事故に係る損害保険と労災請求の留意点を加え、これを案内文に明記することにより、出席率の向上を図っているもの

また、多くの局においては、管内の労働災害の発生動向に機敏に対応した対策を展開しており、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 全国で石油貯蔵タンクにおける火災災害が続けて発生したことを受け、緊急に局管内の石油貯蔵タンク等の石油関連施設を有する全事業場を対象とした集団指導を実施し、自主点検の実施を含めた爆発・火災災害の防止の徹底を要請するとともに、貯蔵タンクの開放を伴う改修工事等を施工している事業場に対し、臨検監督、個別指導を実施したもの

イ 局において、新聞販売業で交通事故による死亡災害が相次いで発生したことから、速やかに各新聞社の統括専売店や販売店の事業者団体に理解を求め、局内の全新聞販売事業場の9割以上の出席を得て集団指導を実施し、安全なバイクの使用、余裕を持たせた配達経路、ヘルメットの完全着用、交通危険マップの作成・周知等を内容とするきめ細かな指導を行っているもの  
しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア 各種労働災害防止対策の策定に当たって、労働災害発生状況の分析は一定程度行われているものの、分析結果を踏まえた重点対象に対する対策を検討しようとしていないため、対策の内容が、例えば、従来から実施している既存の協議会等に対する集団指導のみとなっているもの、あるいは労働災害発生事業場を中心とした監督指導のみにとどまっているものなど、重点対象に対し効果的な手法を計画的に講ずるものとなっていないもの

イ 木材加工用機械災害防止対策について、当該労働災害の発生件数が大幅に減少しており、また、同対策の主要な重点対象となるべき製造業の事業場は減少が続いているにもかかわらず、漫然と全署に対し5か年計画による総合

対策の推進を指示したため、署によっては対象事業場数が少なく計画期間の後半は実質的な推進計画を策定できない状況となっているもの

## 5 労働災害防止計画の策定状況と労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

### (1) 労働災害防止計画の策定状況

総じて各局とも、局独自の第10次の労働災害防止計画（以下「10次防」という。）を策定しており、一部の局においては、10次防の基本的な考え方の1つであるリスクを低減させる安全衛生管理手法の普及促進を目指すため、「安全衛生リスク・ゼロ運動」、「危険ゼロ先取運動」「危険ゼロを目指した安全衛生総点検活動」などの分かりやすい呼称を用いて創意工夫を凝らした取組を行っている状況がみられ、中には、署において、前次計画期間中に第3次産業の労働災害発生件数が15パーセント増加したことを重くみて、10次防期間における署独自の「第3次産業労働災害防止対策要綱」を定め、5か年で達成すべき安全衛生管理体制の確立や労働災害の減少についての具体的な数値目標を掲げた上で、年度別の実施計画を策定し、広範にリストアップした事業主団体に対する集団指導、広報、災害発生事業場に対する個別指導や再発防止対策書の提出などを計画的に実施することとしているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、局の労働災害防止対策の最重点が建設業における死亡災害の防止対策であり、かつ、労働災害防止計画期間別にみると過去2期連続で建設業における死亡災害が増加している状況を踏まえれば、10次防においては、このような状況を重視した対策の展開を強調すべきであるにもかかわらず、この点についての十分な検討がなされていないものがみられる。

### (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進対策

労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）については、各局とも、その周知に努めている状況がみられるものの、多くの局においては、職員自身が現場における実施手法を熟知していないため、事業場に対する具体的な指導を行うまでには至っていない現状にあり、

普及促進対策は集団指導等による周知啓発にとどまっている状況がみられる。そのような中であって、多くの局において、職員に対する研修に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 局が数事業場を指定し、各事業場において、局署の安全衛生担当者及び中災防のマネジメントシステムの指導者が、事業場担当者に対し、年間を通じて、マネジメントシステムに係る研修会の開催、現場における実地の具体的な危険有害要因の特定作業・リスクアセスメントの実施など一連の取組を行わせる独自のモデル事業制度を運用することにより、職員及び事業場にマネジメントシステム導入についてのノウハウを学ばせ、マネジメントシステム導入の促進に努めているもの

イ 署において、新たに企業の安全衛生担当となった者を対象に50名限定で、「安全衛生塾」と称し、署及び大企業の安全担当者による基本的法令からマネジメントシステム等までを内容とした6回にわたる体系的な講習会を開催し、毎回、講師への質問、参加者へのアンケートを実施するなどの積極的な取組を行った結果、マネジメントシステムやリスクアセスメントを導入した企業が増加したもの

ウ 実際の導入事例を参考にした局独自の指導マニュアルを作成し、コンパクト・ディスクで各職員に配布し、局で把握したマネジメントシステムの導入希望のある事業場に対し、署において個別指導を行っているもの

### 第3 監督指導計画及び安全衛生計画の策定状況

#### 1 監督指導計画の策定状況

監督指導計画の策定に際しては、総じて各局とも、重点課題に対して的確に対応するため、署に対し具体的な行政手法及び投入すべき業務量に係る方針を指示しており、中には、①監督指導計画の策定指示の際に、主たる重点対象に係る局全体の業務量配分の方針について、今年度計画と次年度計画との対比を図表を用いて指示することにより、業務量配分の増減を署に分かりやすく伝え、局署の認識を共通にしているもの、②監督指導計画の策定に際して、「その他」業務について、これまでの実態に基づき、必要性の精査、実人日の確認及び人数の絞込みなど徹底した見直しを行い、これにより確保した業務量を臨検監督

等の業務に振り向けているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

- ア 監督指導計画において、相談等業務の増加及び労働基準行政情報システムの整備への対応のためとして、各署の相談業務量の多寡にかかわらず、また、同システムの整備に係る具体的な内容を指示しないまま、労働基準監督官1人当たりの庁外活動業務量を一律に削減しているもの
- イ 本省指示において特定月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に係る重点的な監督指導を実施するとしているにもかかわらず、局全体の監督指導計画をみると、特段の理由もなく、当該月に一般労働条件の確保・改善対策に係る監督指導件数がほとんど計上されていないなど、署に対し、本省指示の趣旨を踏まえた適切な監督指導計画の策定指示及び指導調整を行っていないもの
- ウ 申告・相談が依然として高水準で推移している中、一般労働条件の確保・改善対策の業務量をより多く確保することが重要であるにもかかわらず、この意識が希薄なため、監督指導計画の業務量配分が必要以上に労働災害防止対策に傾斜し、監督指導対象事業場の選定が包丁による切れ・こすれ災害が1件発生した事業場にまで及んでいるなど、管内の行政需要に対応した的確な計画となっていないもの

## 2 安全衛生計画の策定状況

各局とも、安全衛生計画を策定し、計画的に業務を推進しようとする姿勢がみられ、中には、①安全衛生担当者について、年間の業務量のうち庁外業務に充てる業務量の割合を明示し、統一的かつ積極的に安全衛生業務の遂行に当たろうとしているもの、②各種会議や大会の出席者を再検討し、これを絞り込むことによって、実施すべき他の安全衛生業務に必要な業務量をできる限り確保するよう努めているものがみられる。

しかしながら、少なからぬ局においては、重点対象の優先順位、これに対する的確な行政手法の選択について十分な検討がなされておらず、例えば、①局が優先的に実施するよう指示している計画届の实地調査の対象範囲が広過ぎるため、その計画件数が多数に上り、重点対象に対する個別指導等他の重要業

務があるにもかかわらず、当該業務に必要な業務量を投入できない計画となっているもの、②局において、建設業に対する監督指導と個別指導の役割分担の考え方が整理されておらず、個別指導の対象は監督指導の対象以外と指示しているため、署において具体的な個別指導の対象の選定に当たって混乱が認められるもの、③署で策定している金属製品製造業等労働災害防止計画において、個別指導の対象を監督対象事業場で監督指導が未実施のものとするなど個別指導を監督指導の補完的な手法としか位置付けていないものなどがみられる。

### 3 監督指導計画及び安全衛生計画の策定に当たっての局の指導調整

各局とも、監督指導計画及び安全衛生計画の策定について、署との調整会議を実施し、より実効ある計画が策定されるよう指導調整に努めている状況がみられ、中には、監督課と安全衛生主務課が、①過重労働防止を主眼とする集団指導において安全衛生担当部署の参画が検討されているか、②第3次産業を対象とした労働条件関係の集団指導において安全衛生担当部署の参画の必要性があるか、③署におけるプレス労働災害防止総合対策の策定の必要性が十分検討されているか、④署選定の「安全上問題」、「衛生上問題」の対象事業場について両部署の役割分担がなされているか、などの重点的な調整項目をあらかじめ具体的に定め、署の監督担当部署と安全衛生担当部署の連携と役割分担が的確に行われるよう指導調整を行っているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア 署の監督担当部署と安全衛生担当部署がそれぞれ指導すべき内容を有している第3次産業や自動車運転者対策等に係る集団指導を計画するに際し、局において、両部署が連携し効果的にこれを実施する観点からの指導調整を行っておらず、このため指導内容がいずれか一方の部署の所管する内容のみとなっているもの

イ 局全体として3か年計画により労働者50人以上の製造業の事業場に係る安全衛生管理体制の確立を図っているが、その最終年度において、なお相当数残されている未達成事業場に対する必要な対策を監督指導計画及び安全衛生計画のいずれにも計上していない署があるにもかかわらず、局が当該署の3か年計画の推進状況を把握していないために必要な計画調整が行わ

れず、計画段階で既に局の目標達成が困難なものとなっているもの

ウ 一般労働条件の確保・改善対策及び特定業種に係る労働災害防止対策をそれぞれ中期計画によって総合的に推進することとしているが、中期計画策定指示に係る通達については監督課と安全衛生主務課との間において協議が行われたものの、中期計画策定段階において、その具体的な内容を相互に確認し必要な調整を行っていないため、策定された中期計画において、例えば、局で実施する大手小売業に対する集団指導について監督課と安全衛生主務課とがそれぞれ別々に実施することとなっていること、特定の署において当該計画期間中に実施する監督指導の業務量が過大になっていること等の問題が生じているもの

#### 第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

##### 1 申告・相談事案への対応等

###### (1) 申告・相談事案への対応

各局とも、依然として申告・相談件数が高水準で推移している中、これらの事案について懇切丁寧な対応と優先的な処理に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 月間300件に上る相談業務について、再度来署する相談者等に対し過去の相談受付者でなくとも円滑に相談に応ずることができる体制の確立を図ることなどを目的として、1分も要せずに入力できる相談者名、事業場名等の項目をパソコンに入力し、これら項目の検索によって該当する相談票を容易に探し出せるシステムを構築しているもの

イ 申告事案、立替払事案、XXXXXXXXXX 司法事件、災害調査事案等に係る一定の項目を、署内LANの共有ファイル上に作成した「事案管理簿」に入力しておき、署長が決裁等で処理状況を確認した都度その日を入力することにより、処理状況を長期間確認していない事案を容易に判別し、必要な指示を行えるようにして長期未処理事案の解消に努めているもの

しかしながら、一部の局においては、毎月開催される方面会議において、長期未処理の申告事案について検討を行うこととしているものの、検討する事案を各担当官の申出に任せきりとして申告処理台帳索引簿との突合等に



ず、署管理者がこれを把握しておらず、必要な指導が行われないうまま、完結とされているものなど、基本的な処理が適切に行われていないもの

ウ 監督指導計画に係る実績評価について、計画段階においては安全衛生担当部署の労働基準監督官の業務については、監督指導計画に計上しないこととしているにもかかわらず、実績にはこれを区別せず計上しているため、監督指導計画に対する実施状況が判然とせず、実績評価を的確に行うことができなくなっているもの

## (2) 司法処理の取組状況

総じて各局とも、重大・悪質な事案に対し、強制捜査も含めた厳正な司法処理に努めている状況がみられ、中には、①局全体の送検件数が、1人当たり2件以上となっているもの、②賃金不払残業に係る悪質事業場の捜索・差押について、捜索を要する場所が多数あり、一斉に捜索を行うには、全署の労働基準監督官を投入しても体制が十分ではないと考えられたことから、地方検察庁に応援要請を行い相当数の職員の協力を得て、厳正・的確な捜査を行っているものなど積極的な取組がみられる。

しかしながら、一部の局においては、①厳正に司法処分に付すという姿勢が不十分で司法処理が低調であるもの、②司法事件に係る署内での組織的な検討がなく、進行管理が行われていないため、処理が長期化しているもの、③初動捜査の段階で、立件上の要点等について十分な検討を行っていないため、捜査終盤になって実況見分の不備が発覚し処理が大幅に遅延しているもの、あるいは、被疑条文に係る十分な検討のないまま事情聴取等に着手し犯罪事実の立証が困難となっているものなどの問題点が認められる。

## 3 安全衛生業務の実施状況

安全衛生業務については、総じて各局とも、安全衛生計画に基づき計画的に実施するよう努めている状況がみられ、中には、従来から個別指導を始めとする庁外活動を計画的に行っており、その実績も年間1人平均50件を超えるなど積極的な業務運営を行っているものがみられるほか、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 新たに作成した安全衛生業務に係る運営要領に基づく円滑な業務運営を

担保するため、早期に安全衛生業務指導を各署に実施し同要領に基づく業務の運営上の問題点等を把握するとともに、これらの改善を図るため、年度前半に、質疑応答集及び安全衛生指導書事例集を作成配布し、また、安全衛生担当者を対象にした緊急の会議を開催しているもの

イ 局において、エチレンオキシドに係る特定化学物質等障害予防規則の改正の周知に当たり、医師会会員及び歯科医師会会員の数百事業場にアンケート調査を実施し、特定化学物質等作業主任者未選任事業場が約100事業場あることを把握したため、指定教習機関と連携し、特定化学物質等作業主任者に係る技能講習の開催を企画し、受講勧奨を行うことにより、同作業主任者未選任事業場の全数の受講を実現したもの

ウ 指定教習機関が実施した技能講習が適正に行われていない旨の通報を契機に、当該機関に対する数回にわたる監査等の結果に基づき指定取消処分を行うとともに、①署の労働基準監督官を動員し局署一体となった関係法令違反に関する迅速な司法処分、②管内の他の指定教習機関に対する技能講習の適正な実施についての文書要請と同種事案の再発防止のための緊急連絡会議の開催、③技能講習未受講者等に対し交付された技能講習修了証の回収を行うなど、指定取消処分とこれに関連した一連の対応が迅速かつ厳正に行われたもの

しかしながら、安全衛生業務の実施状況をみると、少なからぬ局においては、計画どおりには業務運営が行われていない状況がみられる。

## 第5 その他

### 1 地方監察制度の運営状況

地方監察については、各局とも、計画的に実施されており、中には、地方監察時に把握した好事例やチェックリスト等を局署間掲示板に掲載し、その共有化を図っているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、①地方監察において、各種情報に基づく監督指導で他署に比べ著しく違反率が低い署があるにもかかわらず、その原因分析を踏まえた対応について具体的な指示がなされていないもの、②地方監察において、署長が是正し得る事項で重要な指摘が繰り返されているにもか

かわらず、口頭での改善指示にとどまっているものがみられる。

## 2 労働基準行政情報システムの活用状況

総じて各局とも、労働基準行政情報システムを活用し効果的な行政運営に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 労働者死傷病報告書の入力において、自由分類項目及び備考欄を活用して、災害調査、災害時監督、集団指導等の処理方針及びその実施年月日を併せて入力し、署としての必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう工夫しているもの

イ 署において、事業場に対する指導を効果的かつ効率的に実施するため、事業場基本情報の参考事項欄を活用して、個別指導の実施年月日及び改善指導書の交付の有無を入力し、個別指導の履歴に係る情報を保存しているもの

しかしながら、少なからぬ局において、再監督の完全是正の状況の入力漏れや預金管理状況報告の入力誤りなど、適切な入力が徹底されていない状況がみられる。